

養育医療と①乳幼児医療費助成・②ひとり親家庭等医療費助成の併用における入院時食事療養標準負担額の取扱いの変更について
平成27年10月1日から

（東京都福祉保健局保健政策部医療助成課）

養育医療（法別23）と①[マル乳]乳幼児医療費助成（法別88）②[マル親]ひとり親家庭等医療費助成（法別81）の併用における入院時食事療養標準負担額（以下「食事負担額」という。）の取扱いについて次のとおり変更します。

（1）変更前 平成27年9月30日まで

・養育医療（医療費の自己負担額と食事負担額を区分せず助成する制度）の自己負担額は医療費部分と食事療養費部分の両方について徴収している（※）ため、第2公費としてマル乳等が助成するとき、養育医療の自己負担額から食事負担額相当額を控除して助成する（マル乳等は食事負担額を助成対象としないため。なお、マル子との併用は発生しない。）。

※養育医療は医療費と食事療養費について窓口では全額助成し、後日、所得に応じた月額自己負担額を本人から徴収。

養育医療の自己負担徴収額
(医療費と食事療養費の両方にかかる徴収とみなす)

医療費	養育医療助成	マル乳等助成	食事療養標準負担額相当額 <自己負担>
-----	--------	--------	-------------------------------

食事療養費	食事療養標準負担額 養育医療助成
-------	----------------------------

（注1）マル親（課税者）は1割自己負担（限度額あり）+食事負担額相当額を控除して助成

（注2）食事が無い（診療報酬による栄養）の場合は控除しない。

（2）変更後 平成27年10月1日から（区市町村によりこれ以降の時期からの場合がある。）

・養育医療（医療費の自己負担額と食事負担額を区分せず助成する制度）は食事負担額を優先して助成し、自己負担額は医療費部分から優先して徴収しているとみなし、第2公費としてマル乳等が助成するとき、養育医療の自己負担額には基本的に食事負担額が含まれていないため全額を助成する。

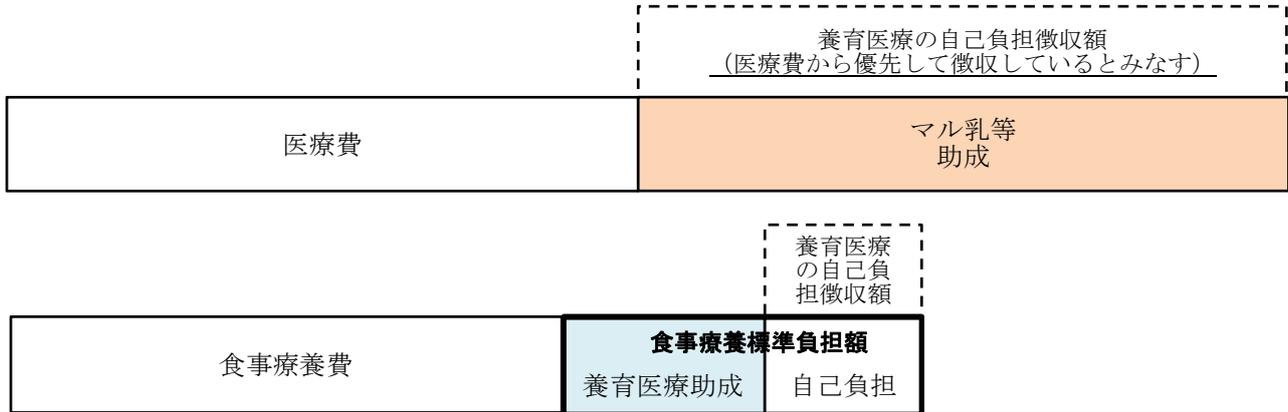
養育医療の自己負担徴収額
(医療費から優先して徴収しているとみなす)

医療費	養育医療助成	マル乳等助成
-----	--------	--------

食事療養費	食事療養標準負担額 養育医療助成
-------	----------------------------

（注）マル親（課税者）は1割自己負担（限度額あり）を控除して助成

- ・ただし、養育医療の自己負担徴収額が医療保険の医療費自己負担額より大きい場合は、医療保険の医療費自己負担額相当額を限度として助成し、医療保険の食事負担額相当額は助成しない。



(注) マル親 (課税者) は 1 割自己負担 (限度額あり) を控除して助成

<マル親・乳・子の助成方法>

- 医療費自己負担額と食事負担額を区分して助成する制度

例：小慢、難病（経過措置）、障害児施設医療

⇒第 1 公費の医療費の自己負担額をマル乳等が助成

- 医療費自己負担額を助成し、食事負担額を助成しない制度

例：難病（本則）、育成医療

⇒第 1 公費の医療費の自己負担額をマル乳等が助成

- 医療費自己負担額と食事負担額を区分せず助成する制度

例：養育医療

⇒第 1 公費の自己負担額をマル乳等が助成

(ただし、第 1 公費の自己負担額が医療保険の医療費自己負担額より大きい場合は、医療保険の医療費自己負担額相当額を限度として助成し、医療保険の食事負担額相当額は助成しない。)

(旧小慢、旧難病については従来どおり第 1 公費の自己負担額から食事負担額相当額を控除して助成)

問合せ先:東京都福祉局生活福祉部医療助成課 電話 03-5320-4282

(ホームページ)

東京都福祉局トップ⇒分野からのご案内「生活の福祉」⇒医療助成

<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/seikatsu/josei/index.html>